

3 第三者加害行為事案とは

この章で取り扱う「第三者加害行為事案」とは、補償の原因である災害が第三者の不法行為によって生じた場合をいい、「交通事故」、「公務執行妨害事故」、「校内暴力事故」及び「飼犬による咬傷事故」などが典型的です。

(1) 第三者になる者

直接の加害者だけが第三者（＝損害賠償義務者）ではありません。

第三者とは「事故の結果生じた損害について、民法その他の法律の定めるところに従い、その損害を賠償する責任を負う者」です。第三者になると考えられるのは次の者などです。

- 事故の直接の加害者（民法第709条）
- 業務中の従業員の加害行為における使用者（民法第715条）
- 自動車の運行供用者（自動車損害賠償保障法第3条）
- 工事の注文主（民法第716条）
- 責任無能力者の監督者（民法第714条）
- 土地工作物の占有・所有者（民法第717条）
- 動物占有者（犬の飼主等。民法第718条）
- 被災職員の属する以外の地方公共団体（国家賠償法第1条、第2条）

(2) 第三者加害行為事案にならないもの

ア 野球のデッドボールや柔道訓練中に負傷した場合

スポーツはそのものに危険が内在し、当事者もそれを承知のうえで行っているため、相手に故意や重大な過失が認められなければ、正当行為として是認され、第三者加害行為事案になりません。

イ 被災職員の車が前の車に追突して負傷した場合

被災職員の一方的過失により生じた災害で、相手が無過失の場合は第三者加害行為事案になりません。

ただし、センターラインオーバーなど被災職員の過失が大きくても、相手方にも小さいながら過失がある（前方不注視等）場合には、第三者加害行為事案になります。

ウ 看護婦が精神病患者に殴られて負傷した場合

精神病等の者は通常、心身喪失状態にあると考えられ責任能力を有しないため、第三者加害行為事案になりません。

責任能力

責任能力とは、その行為が道徳的に悪いということのほか、法律上の責任が生じることを理解する知能であるとされ、一般的には12歳を超えればこの知能は備わるものと考えられます。